# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年10月15日

学校法人 産業医科大学 契約担当役 常務理事 達谷窟庸野

# 1 工事概要

- (1) 工 事 名 西別館吸収式冷凍機更新工事
- (2) 工事場所 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号
- (3) 工事概要 本件は、大学病院西別館地下機械室に設置している吸収式冷凍機の更新工事である。
- (4) 工 期 契約締結日から令和8年3月31日まで

# 2 入札参加資格

- (1) 令和7・8年度において学校法人産業医科大学における建設工事に係る競争参加資格を有する者であること。
- (2) 国土交通省九州地方整備局が通知する令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格認定通知書における工事種別のうち、暖冷房衛生設備工事の等級区分が「B」以上であること。
- (3) 入札心得書に定める暴力団排除対象者に該当しない者
- (4) その他
  - ① 公告日から入札日までの期間に九州地方整備局等から指名停止を受けていないこと。
  - ② 福岡県内に本支店又は営業所を有すること。

# 3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒807-8555 北九州市八幡西区医生ケ丘1番1号 学校法人 産業医科大学 財務部 契約課 施設契約係 TEL 093-691-7185 (契約課 施設契約係 直通) FAX 093-692-6651
- (2) 仕様書等の交付期間及び場所
  - ① 交付期間 令和7年10月15日(水)から令和7年10月23日(木)までの土曜日、日曜日を除く毎日、9時00分から16時00分まで
  - ② 交付場所 上記3(1)に同じ
- (3) 入札の日時、場所及び入札書の提出方法
  - ① 入札書の提出期限 令和7年11月6日(木)16時00分まで

- ② 入札書の提出場所 上記3(1)に同じ
- ③ 入札書の提出方法 窓口に提出すること。
- ④ 入札の日時及び場所 令和7年11月7日(金)11時00分から 産業医科大学事務局本部2階会議室

# 4 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付
- (4) 入札の無効
  - ① 本公告に示した競争契約参加資格のない者のした入札
  - ② 提出書類に虚偽の記載をした入札
  - ③ 入札に関する条件に反する入札
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 詳細は入札心得書による。

# 西別館吸収式冷凍機更新工事

# 工事仕様書

# 令和7年9月

<sub>学校法人</sub> 産業医科大学 総務部施設課

#### 工事仕様書

- 1 工 事 名 西別館吸収式冷凍機更新工事
- 2 工事場所 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
- 3 工事期間 契約締結日から令和8年3月31日迄
- 4 工事内容 本工事は、大学病院西別館地下機械室に設置している吸収式冷凍機の 更新工事である。

機器廻りの各種配管関係は取替えとする。

その他、自動制御の盛替え等、本設備更新に必要な工事も含むこととする。

5 機器仕様 既設機器

サンヨー製二重効用吸収冷凍機AW-100E1S

冷凍能力: 247kw 冷水量 : 910ℓ/min 冷却水量: 1,530ℓ/min 蒸気量 : 320kg/h

電気仕様:3φ 200V 8.5KVA

※1 本設備に必要な付属品等も工事に含めることとする。

6 工事仕様 本工事は設計図による他、令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書「建築・電気・機械設備工事編」及び令和7年版 公共建築改修工事標準仕様書「建築・電気・機械設備工事編」による。

- 7 一般事項 ①契約締結後、速やかに工程表及び工事管理体制を施設課担当者へ提出すること。
  - ②施工にあたっては、安全に留意すること。また、事故・災害が発生した場合は、 速やかに対処し、産業医科大学施設課へ連絡すること。
  - ③各仕様において不明な点がある場合、また仕様を大きく逸脱する場合は、 施設課技術担当者に相談し判断を仰ぐこと。(施工業者での単独判断は認めない)
  - ④工事の着手にあたっては、施工図を監督員に提出・承諾を受けて工事に着手すること
  - ⑤騒音を発する作業に関しては、事前に関係者と協議の上、その日程を決定すること。
  - ⑥本工事の見積り作成に関しては、本学施設課担当者から現場説明を受けてからの 作成を厳守すること。
  - ⑦クレーンを使用しての機器の入替については、土日若しくは祝日での作業とする。
  - ⑧廃材等は請負業者の責任で法を厳守した産業廃棄処理を行うこと。
  - ⑨工事完了後に本学設備運転管理業者へ取扱説明を行うこと。

# 入 札 心 得 書

学校法人 産業医科大学 契約担当役

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 工 事 名 西別館吸収式冷凍機更新工事
- (2) 工事場所 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号
- (3) 工事内容 別添工事仕様書及び図面のとおり
- (4) 工 期 契約締結日から令和8年3月31日まで

# 2 入札参加資格

- (1) 7・8年度において学校法人産業医科大学における建設工事に係る競争参加資格を有する者であること。
- (2) 国土交通省九州地方整備局が通知する令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格認定通知書における工事種別のうち、暖冷房衛生設備工事の等級区分が「B」以上であること。
- (3) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
  - ① 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - ② 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

- エ 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- ③ 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- (4) その他
  - ① 公告の日から入札の日までの期間に九州地方整備局等から指名停止を受けていないこと。
  - ② 福岡県内に本支店又は営業所を有すること。

# 3 競争参加資格の確認等

(1) 2 (2) に掲げる競争参加資格を有することを証明するため九州地方整備局の一般競争(指 名競争)参加資格認定通知書(写)を提出しなければならない。

なお、参加資格を証明する書類等は「**競争参加資格確認申請書(別記様式2)**」に添えて提出すること。

次の期限までに提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期限 令和7年10月24日(金) 16時00分
- ② 提出場所 〒807-8555 北九州市八幡西区医生ケ丘1番1号 学校法人 産業医科大学 財務部 契約課 施設契約係

#### 4 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次に従い質問書(別記様式1)により提出すること。
  - ① 提出期間 令和7年10月15日(水)から令和7年10月24日(金)までの土曜日、日曜日を除く毎日、9時00分から16時00分まで(ただし、10月24日は12時00分まで)
  - ② 提出場所 上記3 (1) ②に同じ
  - ③ 提出方法 書面は窓口に提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
  - ① 閲覧期間 令和7年10月29日(水)から令和7年11月5日(水)までの土曜日、日曜日を除く毎日9時00分から16時00分

(ただし、10月29日は15時00分から)

② 閲覧場所 上記3(1)②に同じ

# 5 入札書の提出及び入札

- (1) 入札書の提出期限 令和7年11月6日(木)16時00分まで
- (2) 入札書の提出場所 上記3 (1) ②に同じ
- (3) 入札書の提出方法 窓口に提出すること。
- (4) 入札の日時及び場所 令和7年11月7日(金)11時00分から 産業医科大学 事務局本部2階会議室

- \*入札場所等を変更する場合は当日掲示連絡を行う。
- \*入札場所に立ち入る際は携帯電話等の電源を切ること。

# (5) 開札

- ① 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。
- ② 本入札の開札時間に遅刻してはならない。万が一遅刻、あるいは開札に立ち会わない場合は、 1回目の入札は有効とし本学職員が立会い開封する。

ただし、2回目以降の入札は辞退したものとみなし、参加を認めない。

# 6 入札書の作成及び提出方法等

#### (1) 入札書

- ① 入札書の様式は、別添のとおりとする。
- ② 入札書には、入札金額・作成年月日・会社名及び入札者名を記入し、押印をすること。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- ④ 一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消しはできない。
- ⑤ 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。
- (2) 委任状及び使用印鑑証明書
  - ① 委任状及び使用印鑑証明書の様式は、別添のとおりとする。
  - ② 代理人による入札の場合は、必ず提出すること。
  - ③ 入札者が入札書に使用する印鑑を使用印として枠内に押印すること。
  - ④ 入札書に押印された入札者の使用印が当該印鑑と異なる場合は、入札書が無効となるので注意すること
  - ⑤ 使用印鑑証明書のみ提出する場合は、不要な文言を抹消すること。

# (3) 見積書

- ① 見積書の様式は、別添のとおりとする。
- ② 見積書は、落札者がない場合の随意契約の際に使用する。

#### 7 入札の無効

- (1) 競争参加資格のない者のした入札。
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札。
- (3) 記名、押印のない入札。
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札又は入札金額の記載を訂正した入札。
- (5) その他の事項について訂正印のない入札。
- (6) 再入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって行った入札。

- (7) 明らかに談合によると認められる入札。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした入札。
- (9) 入札に関する条件に反する入札。

# 8 請負業者及び落札価格の決定

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに抽選により落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、予定価格に達した者がないときは、直ちに再入札に付する。
- (4) 入札において、入札者がなくなったとき又は落札者がないときは、予定価格の範囲内で随意 契約とすることができる。
- (5) 随意契約によるときは、最低価格の入札者に申し入れを行い、合意に達しない場合には、適 宜他の業者に申し入れを行うか、若しくは、不調として処理する。
- (6) 落札者においては、落札金額における工事費内訳書を提出すること。

# 9 契約書及び契約事項

- (1) 契約書は、別添のものとする。
- (2) 参加者は、別添契約書(案)を熟読の上、入札しなければならない。
- (3) 入札後、契約書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 支払いは完了払いとする。

# 10 入札保証金、契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、請負代金額の10分の1以上とする。

#### 11 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 手続きにおける交渉の有無。 無
- (3) 入札心得書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (4) 本入札のため、当大学から配付した図面、仕様書及び契約書等は、すべて入札終了後破棄 すること。(入札に参加しないこととなった者は直ちに破棄すること。)
- (5) 本工事の監理・監督は当大学の職員又は当大学が委託する業者の職員が行う。
- (6) 本入札に関しての照会先: 財務部契約課 松岡

TEL: 093-691-7185 (契約課 施設契約係直通) FAX: 093-692-6651

# 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

学校法人産業医科大学

契約担当役 殿

> 住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和7年10月15日付けで公告のありました「西別館吸収式冷凍機更新工事」に係る競争 参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、入札公告及び入札心得書の入札参加資格を満たすこと並びに添付書類の内容に

ついては事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札心得書2(2)に掲げる「九州地方整備局の一般競争(指名競争)参加資格認定通知書 (写)」

注)なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の 料金(460円)の切手をはった長3号封筒と申請書を併せて提出してください。

# 入 札 書

¥

件 名: 西別館吸収式冷凍機更新工事

契約書及び入札心得書を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

代 表 者

住 所

商 号

職氏名

印

代 理 人

住 所

商 号

職氏名

印

学校法人 産業医科大学

契約担当役

常務理事 達谷窟 庸野 殿

¥

件 名: 西別館吸収式冷凍機更新工事

契約書及び入札心得書を承諾のうえ見積します。

令和 年 月 日

代 表 者

住 所

商 号

職氏名

囙

代 理 人

住 所

商号

職氏名

印

学校法人 産業医科大学 契約担当役 常務理事 達谷窟 庸野 殿

# 委任状及び使用印証明書

私は、

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

「西別館吸収式冷凍機更新工事」に係る入札及び見積に関すること。 なお、入札及び見積に使用する印章は、次のとおりであります。

使用印

令和 年 月 日

住 所

商号

代 表 者

印

学校法人 産業医科大学 契約担当役 常務理事 達谷窟 庸野 殿 質問書 (別記様式1)

工事名称 西別館吸収式冷凍機更新工事

提出社名

	質問事項に対する問い合わせ先	所属:	氏名:	電話番号:
番号	質問	事項		答
1				
2				
3				
4				
4				
5				
6				
7				

質問・回答書

番号	質問事項	回 答
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

質問・回答書 2

# 入札書提出時及び入札当日持参する書類一覧

## 入札書提出時

○ 入札書、委任状及び使用印鑑証明書(日付は提出日)

※指定された期日までに提出すること。 ※委任状及び使用印鑑証明書は封筒に入れず、手渡しで結構です。

## 入札書をいれる封筒記載方法

(表面) 入 件 札 学 書 契 校 名 約 法 숲 担 人  $\bigcirc$ 社 当 産  $\bigcirc$ 役 業  $\bigcirc$ 名 矢  $\bigcirc$ 常 科  $\bigcirc$  $\circ$ 大  $\circ$ 務  $\bigcirc$ 和 理 学  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 事  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 年 〇  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 達  $\bigcirc$ 月  $\bigcirc$ 谷  $\bigcirc$ 窟 日 庸 野 殿

(			
割			
印			
	İ		

# 入札当日

- 〇入札書
  - ・枚数は、2枚用意(コピー)し、各々に記名・押印すること。
- O 見 積 書(入札不調の際に使用)
  - ・枚数は、3枚用意(コピー)し、各々に押印すること。
  - \*注意事項:入札書及び見積書について、押印がコピーのものの使用を認めない。
- 〇 入札に来られる方の印鑑及び名刺

補足注意事項:配付した仕様書、書類等は、入札終了後破棄して下さい。

# 工事請負契約書(案)

1 工 事 名: 西別館吸収式冷凍機更新工事

2 工事場所: 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号

3 工 期:契約締結日から令和8年3月31日まで

4 請負代金額: 一金 円也

(消費税相当額 円を含む。)

5 契約保証金:一金 円也

6 解体工事に要する費用等 : 対象外工事

上記の工事について、発注者 学校法人 産業医科大学と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を 保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

氏 名 学校法人 産業医科大学

契約担当役

常務理事 達谷窟 庸野

受 注 者

#### (総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計 図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以 下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内 容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者 に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により 行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

#### (労働災害・公害の防止及び安全計画)

- 第2条 受注者は、工事の施工にあたっては、産業医科大学が、労働者の安全衛生の確保を目的とする施設であるという社会的意義を十分認識し、労働安全衛生法等関係法令を遵守する等の措置により、労働災害の防止について十分留意して工事を行わなければならない。また、公害並びに一般公衆の迷惑となる事態(以下「公害」という。)の発生を防止するため、万全の措置を講じ、万一公害が生じたときは、その被害を最小限度にとどめるよう最善をつくさなければならない。
- 2 受注者は、発注者の請求があるときは、遅滞なく災害の防止に関する具体的計画

(以下「安全計画」という。)を立案し、発注者の承認を受けるものとする。

3 受注者は、工事の施工にあたり、前項の安全計画を適正かつ誠実に実施しなければ ならない。

#### (関連工事の調整)

第3条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### (請負代金内訳書及び工程表)

- 第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書 (以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならな い。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

#### (契約の保証)

- 第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、 直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
  - 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
  - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の 締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該 保証は第52条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証する ものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したとき は、

当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は 第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の 額の減額を請求することができる。

# (権利義務の譲渡等)

- 第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第 15 条 第 2 項の規定による検査に合格したもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与 し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注 者の承諾を得た場合は、この限りでない。

# (一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

# (下請負人の通知)

第8条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知 を請求することができる。

#### (特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき 保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材 料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければなら ない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図 書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかった ときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならな い。

#### (監督職員)

第 10 条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の 権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計 図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又 は協議
  - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成 した詳細図等の承諾
  - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

#### (現場代理人及び主任技術者等)

- 第 11 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
  - 一 現場代理人
  - 二 [A] 専任の主任技術者
    - 〔B〕専任の監理技術者
    - [C] 監理技術者補佐(建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。 以下同じ。)
  - 三 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
  - [注] 第二号の「主任技術者」と「監理技術者」の取扱い

当該工事が建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合は、監理技術者を配置するものとし、それ以外の場合は主任技術者を配置するものとする。また、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合は、これらの主任技術者又は監理技術者を専任の主任技術者又は専任の監理技術者とするものとする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営取締りを行う ほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第1項の請 求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理 並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行 使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り 及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合 には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができ る。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任 せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者 に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。 以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

# (安全衛生責任者)

- 第12条 受注者は、工事の施工につき、安全衛生責任者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 安全衛生責任者は、工事現場に常駐し、災害の防止に関する法令の規定、仕様書の 記載ならびに安全計画等に基づき災害の防止に関する具体的措置を定め、これを受注 者の被用者、下請負人及びその被用者、その他工事関係者に通知徹底させ、かつ実行 させる等、災害の防止のため常に最善をつくさなければならない。

## (履行報告)

第 13 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者 に報告しなければならない。

# (工事関係者に関する措置請求)

- 第 14 条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する 現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と 認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を とるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を 兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、 労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、 受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求 することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について

決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発 注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求す ることができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

# (工事材料の品質及び検査等)

- 第 15 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその 品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあっては、均衡を 得た品質)を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日 以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場 外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事 材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければな らない。

# (監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第 16 条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事 については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の 記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

# (支給材料及び貸与品)

- 第17条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内 に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、
  - 必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請 負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ ならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はそ の返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原 状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、 監督職員の指示に従わなければならない。

# (工事用地の確保等)

- 第 18 条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な 用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図 書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければな らない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、 当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他 の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者 は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者 に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注 者の意見を聴いて定める。

#### (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第 19 条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員 がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合におい て、

当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によると きは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、 又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第 15 条第 2 項又は第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

#### (条件変更等)

- 第20条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見 したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならな い。
  - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然 的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事 実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。た だし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができ る。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると 認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなけれ

ばならない。

- 一 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要がある もの 発注者が行う。
- 二 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を 伴うもの 発注者が行う。
- 三 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を 伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (設計図書の変更)

第 21 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計 図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合に おいて、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更 し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工事の中止)

- 第22条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を 受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

# (受注者の請求による工期の延長)

第23条 受注者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力その 他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができ ないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求するこ とができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

# (発注者の請求による工期の短縮)

- 第 24 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮 変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更 し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

# (工期の変更方法)

- 第25条 工期の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第23条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## (請負代金額の変更方法等)

- 第 26 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

## (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 27 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日

本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額 (請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をい う。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出し た変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工 事代金の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならな い。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価 指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度 行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは 「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を 生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によ るほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なイン フレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったとき は、
- 発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、 発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、 受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

- 第28条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知

しなければならない。

- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者 に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置 に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない と認められる部分については、発注者が負担する。

# (一般的損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

# (第三者に及ぼした損害)

- 第30条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、
  - 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において は、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

第 31 条 工事目的物の引渡し前に、天災等、(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害 (受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第55条第1項の 規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 15 条第 2 項、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項又は立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第 6 項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算 定する。
  - 一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはそ の評価額を差し引いた額とする。
  - 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、 残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可 抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損 害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取 片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とある のは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」とし て同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第32条 発注者は、第9条、第17条、第19条から第22条まで、第23条、第24条、

第 27 条から第 29 条まで、前条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を 負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額 の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設 計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日か ら 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

# (検査及び引渡し)

- 第33条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。) は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者 の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を 完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発 注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知し て、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の 引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡を請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査 を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして 前各項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払い)

- 第34条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌月末日まで に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないとき は、

その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 35 条 欠 条

(前金払)

第 36 条 欠 条

(保証契約の変更)

第 37 条 欠 条

(前払金の使用等)

第 38 条 欠 条

(部分払)

第 39 条 欠 条

(部分引渡し)

第 40 条 欠 条

(第三者による代理受領)

- 第 41 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者 の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされている ときは、当該第三者に対して第34条(第40条において準用する場合を含む。)又は 第39条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 42 条 欠 条

(契約不適合責任)

第43条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適

合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その 期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額 を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をす ることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に 履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履 行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追 完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (発注者の任意解除権)

- 第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第46条の規定によるほか、 必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

## (発注者の催告による解除権)

- 第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
  - 二 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められたとき。
  - 三 第11条第1項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
  - 四 正当な理由なく、第43条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

## (発注者の催告によらない解除権)

- 第 46 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約 を解除することができる。
  - 一 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
  - 二 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - 三 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
  - 四 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行 を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした 目的を達することができないとき。
  - 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に 履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履 行をしないでその時期を経過したとき。
  - 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - 八 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
  - 九 第48条又は第49条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - 十 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表 をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められたとき。
    - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると き。
    - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい ると認められるとき。

- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料 の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。) に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかっ たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第47条 第45条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由に よるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることが できない。

(受注者の催告による解除権)

第48条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除 することができる。
  - 一 第 21 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少 したとき。
  - 二 第 22 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分 の 5 が 6 月を超えるときは、 6 月) を超えたとき。ただし、中止が工事の一部の みの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、 なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第50条 第48条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

# (解除に伴う措置)

- 第51条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去 せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注 者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことが できる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付け について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片 付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第45条、第46条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第44条、第48条又は第49条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理につ

いては、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

# (発注者の損害賠償請求権)

- 第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって 生じた損害の賠償を請求することができる。
  - 一 工期内に工事を完成することができないとき。
  - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
  - 三 第 45 条又は第 46 条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の 履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請 負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払 わなければならない。
  - 一 第 45 条又は 46 条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたと き。
  - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責め に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第46条第八号及び第十号の規定により、この契約が解除された場合を除 く。)において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供 が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金

に充当することができる。

#### (受注者の損害賠償請求等)

- 第53条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らし発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
  - 一 第48条又は第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履 行が不能であるとき。
- 2 第 34 条第 2 項 (第 40 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求すること

ができる。

# (契約不適合責任期間等)

- 第54条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第33条第4項又は第5項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、

発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を 負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不 適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることが できる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等 当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げるこ とで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる 契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる 請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものである ときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めると ころによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、 第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不 適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があ ることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号) 第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住 宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定め る部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求 等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は 適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督 員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、 請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当である ことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## (火災保険等)

- 第55条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険 (これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付 したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

# (制裁金等の徴収)

第 56 条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の 指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定 する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算 した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があ るときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

#### (あっせん又は調停)

- 第57条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- [注]審査会の管轄は、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者にあっては中央 審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者にあっては当該都道府県審査会と する。
  - 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等 又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働 者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争に ついては、第14条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わ ずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者 は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第58条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、 仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第59条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。